

## Ⅲ 参 考 資 料

### 【資料1】Ⅱ－1－3 検査部局等との連携 関係

- ・預金保険法第50条第1項関連チェック項目
- ・預金保険法第55条の2第4項及び第58条の3第1項  
関連チェック項目

### 【資料2】Ⅱ－3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則

預金保険法第50条第1項関連チェック項目

I 預金保険料計算の検証

項目	チェック内容	例示
保険料計算書 (同付属明細書)	(1)保険料計算の基となる預金等が正確に計上されているか。 ①二重計上 ②計上もれ	・総勘定元帳(又は日計表)
	(2)除かれる預金等が正確に計上されているか。 ①対象外預金の計上 ②計上もれ	・営業店等からの報告書等
	(3)関係書類は適切に保管されているか。	

Ⅱ 問題点の発生要因分析

項目	チェック内容	例示
1. 経営陣の認識	(1)経営陣は、保険料納付が適切に行われるための方策を講じているか。	・対応状況
	(2)経営陣は、保険料が適正に納付されるよう報告をさせ、確認しているか。	・報告書類
2. 体制の整備	(1)保険料納付のための適切な体制が整備されているか。	・関係部署 ・人員 ・関係職員の理解度
	(2)保険料計算にあたり、チェック方法の確立など、牽制機能が有効に働いているか。	・チェック体制
3. 内部監査等の状況	(1)内部監査等の項目に法第50条第1項が対象となっているか。	・監査項目
	(2)内部監査等の実施状況 ・計画的に、適正な頻度で実施されているか。 ・改善状況について確認しているか。	・年間計画 ・実施状況 ・改善状況

(注)検査の項目は、「I 預金保険料計算の検証」過程において、重大なミスや多額の誤謬などが認められた場合に、必要に応じて「Ⅱ 問題点の発生要因分析」をチェックする。

## 預金保険法第 55 条の 2 第 5 項及び第 58 条の 3 第 1 項関連チェック項目

項目	チェック内容	例示
I 経営陣の認識・関与	1.経営陣が法第 55 条の 2 第 5 項及び法第 58 条の 3 第 1 項の趣旨を理解し、法令遵守のための対応がとられているか。	・経営陣の対応状況 ・経営陣への報告、的確な対応 (問題点及び対応状況の把握、職員への指示)
	2.経営陣は、法第 55 条の 2 第 5 項について、常に正確なデータを速やかに提出できる対応がとられるための方策を講じているか。	・関係部署 ・事務システム部門の責任者、店舗責任者等、関係職員の理解を促進する手段や実務面の実現性を確保するための手段を講じているか。 ・金融庁及び預金保険機構が行う検査結果等への対応
	3.経営陣は、法第 58 条の 3 第 1 項について、保険事故の発生時に必要な対応が円滑に実施されるための方策を講じているか。	・関係部署 ・事務システム部門の責任者、店舗責任者等、関係職員の理解を促進する手段や実務面の実現性を確保するための手段を講じているか。 ・金融庁及び預金保険機構が行う検査結果等への対応
II 管理体制	1.法第 55 条の 2 第 5 項及び法第 58 条の 3 第 1 項遵守のために適切な管理体制がとられているか。	・金融機関内の管理体制(金融機関内各組織・役職の権限・責任範囲及び指揮命令系統は明確か。必要な要員の確保が可能か。) ・預金者データが整備され、「機構指定フォーマット」に則った作成・提出が遅滞なくできる体制となっているか。 ・一般預金等について、破綻後、払戻し可能な預金(付保預金)と払戻しできない預金(非付保預金)に速やかに区分管理できるようにするための体制整備(マニュアル整備等) ・保険事故が発生した後の預金の入出金について預金保険機構へ報告するための体制整備(システム整備等) ・預金と貸付金との相殺や、非付保預金の概算払等を円滑に行うための体制整備(マニュアル整備等) ・保険事故発生時に関係者(外部接続システムや委託先を含む。)と連絡が取れる状況になっているか。 ・保険事故発生時に当該金融機関のシステム構成が即座に把握できるような情報が整備されているか。 ・保険事故発生時に当該金融機関のシステムが休日も含め稼働できる態勢が確保されているか(委託先を含む)。 ・保険事故が発生した後、営業再開が円滑にできるように、休日を含め準備作業が適切にできる態勢が確保されているか(委託先を含む)。
III 手順書・マニュアルの整備	1.法第 55 条の 2 第 5 項遵守のために保険事故発生から磁気テープ等(機構が指定する物)を預金保険機構に提出するまでの作業についての手順書・マニュアルの内容は適正か。また、法第 58 条の 3 第 1 項について、付保預金の払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るという観点からみて、手順書・マニュアルの内容は適正か。	・適切な手順が明確化されているか。 (参考)「預金保険法第 55 条の 2 及び第 58 条の 3 に規定された有事の措置を円滑に行うための手順書・マニュアルに関するチェックポイント」(預金保険機構)
IV システムの整備	1.法第 55 条の 2 第 5 項に基づく、「機構指定フォーマット」に則ったデータ作成のためのシステム対応ができているか。	・新商品に対する対応 ・コンピュータシステム入替え等に対する対応 ・手順書との整合性
	2.預金保険法第 58 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する措置に関する内閣府令(以下「府令」という。)第 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に関し、機構が作成する名寄せ結果データを受領してから速やかに自らの業務システムに反映するための措置が講じられているか。また、一部払戻不可口座について、付保預金と非	・新商品に対する対応 ・コンピュータシステム入替え等に対する対応 ・手順書との整合性 ・円滑かつ適切に付保預金の払戻しができるシステム仕様となっているか。

	付保預金を区分管理するためにシステム対応が必要となる場合にこれができるか。	
	3.府令第1条第1項第3号に基づく、入出金明細ファイル作成のためのシステム対応ができているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品に対する対応</li> <li>・コンピュータシステム入替え等に対する対応</li> <li>・手順書との整合性</li> <li>・入出金明細ファイルは、機構の指定したフォーマットどおりに作成できるか。</li> </ul>
Vデータの整備	1.法第55条の2第5項遵守のために「機構指定フォーマット」用名寄せデータの正確性は確保されているか。 また、特定決済債務を把握しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名寄せデータ</li> <li>・「1預金者」の据え方</li> <li>・収集すべきデータ、システムに登録すべきデータ</li> <li>・個人・法人コードの設定</li> <li>・連名預金区分</li> <li>・新規顧客の登録</li> <li>・住所、氏名等の変更に伴う修正登録</li> <li>・データ整備不可能先の適切な管理</li> </ul>
VI内部監査等の状況	1.内部監査の項目に法第55条の2第5項及び法第58条の3第1項が対象となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査規定</li> <li>・監査項目</li> </ul>
	2.内部監査の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部・営業店年間計画</li> <li>・実施状況</li> <li>・改善状況</li> </ul>

## 【資料2】Ⅱ－3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 関係

金 融 庁

### 金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則

平成13年3月27日の閣議決定（行政機関による法令適用事前確認手続の導入について）においては、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする」とされ、このため、「上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針」が定められたところである。

金融庁は、この閣議決定を踏まえ、当該手続を本年7月16日より実施することとし、下記のとおり細則を定めたところである。

### 記

#### 1. 対象

##### (1) 対象法令(条項)の範囲

金融庁における本手続の対象となる法令(条項)は、金融庁が所管する法律及びこれに基づく政府令の条項のうち次のいずれかであって、平成13年3月27日の閣議決定（行政機関による法令適用事前確認手続の導入について）における、「民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する」との趣旨に該当するものとする。

- ① 当該条項が申請(行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第2条第3号にいう申請をいう。)に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
- ② 当該条項が届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
- ③ 当該条項が不利益処分(行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。)の根拠を定めるものである場合
- ④ 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合

##### (2) 対象となる法律の公表

本手続の対象となる法律を担当する課室については、一覧表を作成し、金融庁のホームページにおいて公表することとする。なお、当該一覧表については、法律改正等の事情変更があった場合には、これを随時見直すこととする。

## 2. 照会

### (1) 照会窓口

照会窓口は、金融庁監督局総務課とし、財務(支)局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は照会を受けた場合には、金融庁監督局総務課に対し、照会書(当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を速やかに送付する。

なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記(3)照会書の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。

### (2) 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、上記1.の対象法令(条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記(3)の記載要領を満たした照会書を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意している者とする。

(注) 照会者が法人(及び業界団体)である場合には、役員名で行うことを原則とし、弁護士等である場合には委任状(照会者が法人である場合には役員名によるもの)の提出を求めることとする。なお、法人と弁護士等との連名による照会も可能とし、この場合には、委任状の提出は要しないこととする。

弁護士等とは、弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者とする。

### (3) 照会書の記載要領

照会書は、下記の要件を満たしているものでなければならない(参考:別紙様式1)。

- ① 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。
- ② 上記1.(2)に基づき金融庁がホームページにおいて公表した法律及びこれに基づく政府令の条項のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。
- ③ 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。
- ④ 上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。

### (4) 照会書の補正及び追加資料の提出

金融庁は、照会書の記載内容が不十分な場合、照会者の本人確認をする場合等、必要な限度において照会者に対し、照会書の補正、追加資料の提出等所要の対応を求める

ことができる。

ただし、追加資料は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。

(5) 照会書の名宛人

照会書における名宛人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とする。

3. 回答

(1) 回答期間

上記2. の照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書が照会窓口に到達してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、いずれの場合においても、補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めることとする。

- ① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60 日以内
- ② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30 日を超える合理的な期間内
- ③ 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内

上記2. (4)により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。

30 日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

(2) 回答書の名義人

回答書(当該回答書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の名義人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とする。

(3) 回答の方式

照会に対する回答は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする(参考:別紙様式2)。ただし、照会者が口頭で回答することに同意する場合には、この限りでない。

回答に当たっては、当該事実が照会に係る法令の適用の対象となるか否かに関する見解及び根拠を明示するほか、以下のような注を付することとする。

「(注)本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではない。」

(4) 回答を行わない事案

課室の長は、以下に掲げる要件に該当する照会に対しては、回答を行わないことができる。この場合において、課室の長は、照会者に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及びその理由を通知することとする。

- ① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会
- ② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会
- ③ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事案に係る照会
- ④ 既に金融庁のホームページにおいて回答が公表されている照会と同種類類似の照会
- ⑤ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会
- ⑥ 類似の事案が争訟(訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て)の対象となっている照会

#### (5) 照会の取下げ

課室の長は、回答を行うまでの間に照会者から照会の取下げの申出があった場合には、上記3. (1)ないし(3)の規定にかかわらず、当該申出に係る照会に対する回答を行わないものとする。この場合において、下記4. の規定は適用しない。

#### 4. 照会及び回答についての公開の方法

照会及び回答の内容は、原則として回答を行ってから 30 日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から一定期間を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

#### 5. 実施時期

平成 13 年 7 月 16 日より実施する。

(改正)

- ・ 平成 15 年 7 月 4 日 上記4. 改正、実施。
- ・ 平成 16 年 5 月 14 日 上記3. (3)、(5)改正、実施。
- ・ 平成 17 年 10 月 7 日 上記2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。
- ・ 平成 19 年 7 月 2 日 上記1. (1)、2. (1)、(2)、(3)、(4)、3. (1)、4. 改正、実施。
- ・ 令和 3 年 6 月 30 日 上記2. (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、3. (1)、(2)、(3)改正、実施。



金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

令和 年 月 日

（担当各課室長） 殿

照会者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあっては主たる事務所等の所在地）

〒

連絡先

電 話 番 号

電子メールアドレス

（注）代理人による照会の場合は、照会者に関する事項を記載することのほか、これに準じて当該代理人に関する事項を記載すること。

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 2.（3）の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項
2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実
3. 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠
4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）
  - （1）理由
  - （2）公表可能時期

別紙様式 2

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

令和 年 月 日

照会者名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）殿

（担当各課室長）

令和〇〇年〇月〇日付けをもって照会のあつた件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 3.（3）の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1. 回答

照会のあつた具体的事実については、照会法令の  
適用対象となる / 適用対象とならない

2. 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する見解及び根拠